

処 分 基 準

B-e-12 の 2
令和 5 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第 75 条 の 27 第 1 項
処 分 の 概 要 : 特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止
原権者(委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法第 75 条 の 27 第 2 項
処 分 基 準 : 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先 : 愛知県警察本部交通規制課道路使用係 電話 (052) 951-1611 内線 5195
備 考 :